

## 奈良県自然環境保全審議会自然保護部会（1月14日開催） 議 事 概 要

### ● 条例の体系の確認、前回示した条文素案との対照について説明

部会長：法令の用語であろうが、「必要な措置を講ずる」とあると抽象的であり、「配慮しなければならない」に比べ、トーンダウンした印象になる。

→ 逐条に具体的に記載しているので、そのようなことはない。

委員：「配慮する」、「措置を講ずる」に重さの違いがあるのか？

→ 同じ条文中に「配慮」と「措置」を用いたものがある。軽重はないと考える。

委員：抽象的であるからそのような意見が出る。41条の「必要な措置」について、「情報の提供その他の」のような例示を加えてはどうか。

→ 検討する。

委員：46条はこの条例の目玉である。ただし、全ての農林業への免罪符になりはしないか？

→ 希少野生動植物の生息地の保全に重要な役割を果たすとの意義を条文で触れているし、逐条にもその旨記載しているので、役割を果たさない農林業をも対象にすることにはならない。

委員：「県民」、「県民等」の違いなどが判りにくい。「事業者」とは？ 定義で「県民等」、「民間団体」について触れていながら、責務には「県民」、「事業者」が出てくる。判りにくい。

（前回示した定義も、資料の中に並記したため、混乱している模様）

→ 逐一説明

委員：県外に所在する大学の研究者なりが、県内の野生動物について研究され、その動物について詳しくしたとしても、提案できないのか？

→ 県内に調査フィールドを持つ県外の大学の研究者等も想定していることから、提案可能

委員：しかし、所属長を通じてとなってしまうのではないか。県民以外は、個人として提案はできないのか？

→ 対象の範囲を広げすぎることは問題である。

大学の含め方については、現在も法制担当と調整中であり、今一度検討する。

委員：国が直轄で行っている農業農村整備事業がかなりある。国に対しても強く言う必要がある。また、庁内の関係課、財政当局へも断固とした姿勢で掛け合うとか、関心の薄い市町村へ強く指導することによって、この条例の趣旨が果たされる。その点強く要望する。

●答申案について

**部会長、他2委員**：情報の収集・蓄積の核となる機関が必要である。調査をするだけでは不十分。審議会委員としての「あり方」に関する意見となれば、この件を抜くことはできない。

→ 重要性は認識している。委員の意見であるので拒むことはできない。盛り込む方向で検討する。

**2委員**：情報の蓄積、標本の収集も大切だが、調査手法などを企画・デザインする部門としても、中核組織は必要。自然環境課で何らかの手法でそれを担うとの位置づけでも構わないが、なにがしかの記述が必要。

→ 検討し、部会長と調整させていただく。

その他、答申案文の文章についての訂正指示有り。

今後の答申案の修整は、部会長が一任される。事務局との修整結果については各委員へお知らせする。

●今後のスケジュールについて

**委員**：来年度、種の指定を行うとしているが、レッドデータブックの改訂の予定はないか？ 脊椎動物は17年度作成であり、今後、検討していくうえでの情報として、古いものになっていく。

→ 5～10年で改訂することを検討しているが、具体的なことは未定である。

●その他

**委員**：条例でも外来種のことにも触れているが、具体的な現在の動きあるいは今後の予定はいかに？ 少しでも早く取り組むことが必要と考える。

→ アライグマに関しては防除体制等の整備中

今後、県民からの情報収集、公表に関して、まずインターネット等を用いて行うことに取り組みたい。